平成28年11月1日

胆沢平野土地改良区 多面的機能支払交付金への取り組みについて

～地域との協働～

胆沢平野土地改良区
主事　千葉佐知子

胆沢平野土地改良区の概要

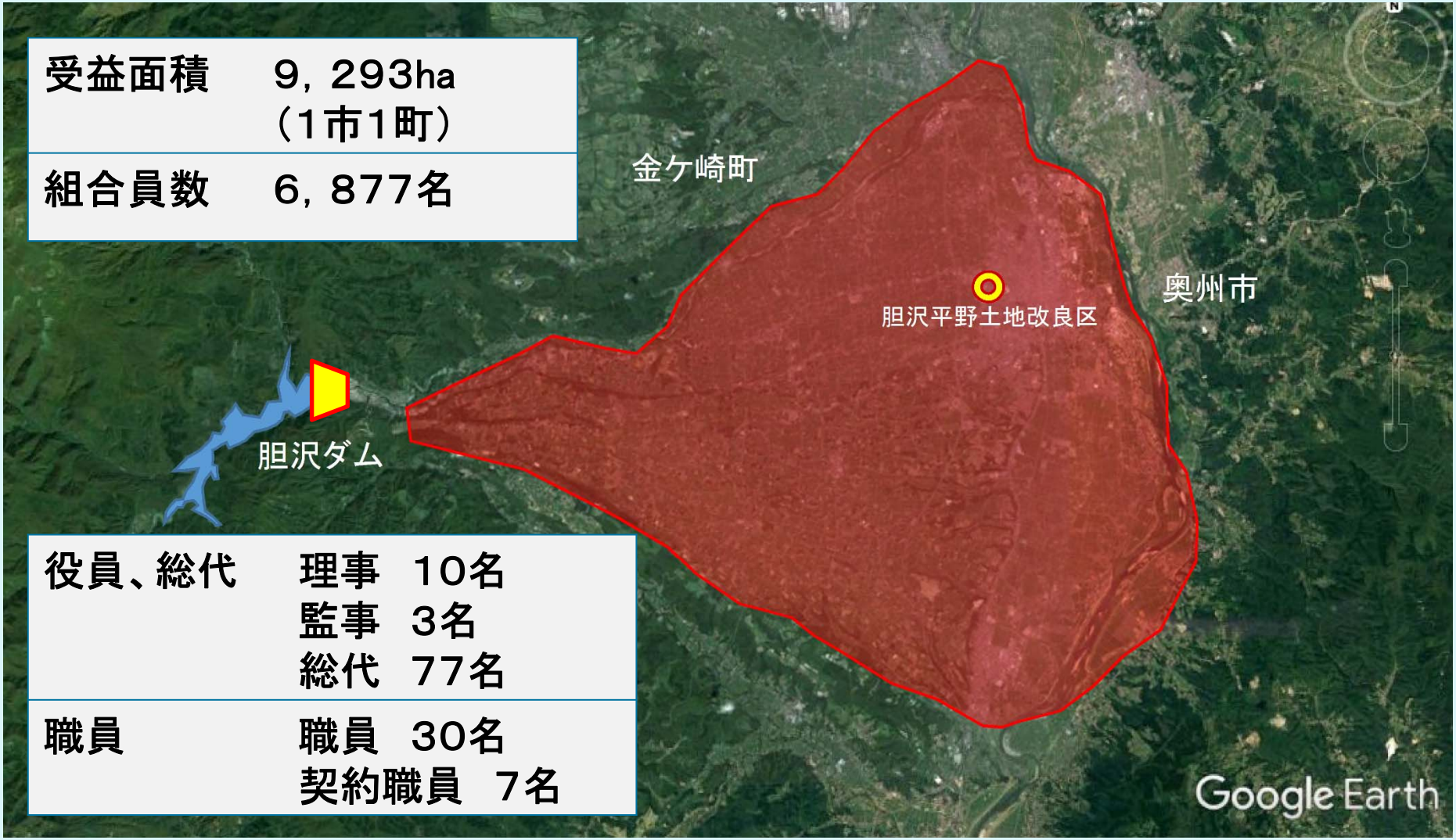

受益面積	9，293ha （1市1町）
組合員数	6，877名

役員、総代	理事　10名 監事　3名 総代　77名
職員	職員　30名 契約職員　7名

1．農地・水・環境保全向上対策事務受託の経緯

①地域が抱えていた課題

②土地改良区としての課題認識

②−1胆沢平野土地改良区再生基本構想の提示
②−2事業の時代から維持管理の時代へ
②−3行政が抱えていた問題

③末端土地改良施設の維持管理体制の整備

③−1地域組織（道水路保護組合）の活用
③−2活動組織の設立

初年度からの取り組み(H19～)

1．農地・水・環境保全向上対策事務受託の経緯

①地域が抱えていた課題

・農道の補修に手が回らず大型農業機械の進入が困難。
・農家の高齢化に伴い土水路の維持管理が困難。
・農作業等の委託への弊害。

②土地改良区としての課題認識

②-1胆沢平野土地改良区再生基本構想の提示

・国県営事業等の完了を見据え、胆沢平野土地改良区再生基本構想が理事長より提示される。

再生基本構想・・財政シミュレーションを運営の羅針盤とし、「仕事は組合員のために」を運営理念とした7つの柱のもと、胆沢平野土地改良区の運営に関する10ヶ年の長期計画。

1. 農地・水・環境保全向上対策事務受託の経緯

②土地改良区としての課題認識

胆沢平野土地改良区再生基本構想

～将来像を支える7つの柱～

Ⅰ　賦課金及び徴収方法のあり方
Ⅱ　財産及び施設管理のあり方
Ⅲ　事業導入の模索手法の検討及び事業提案
Ⅳ　疎水の持つ多面的機能の啓蒙活動による
　　改良区の必要性の確立
Ⅴ　組合員及び地域社会とのコラボレーションのあり方
Ⅵ　職員のスキルアップ及びレベルアップと
　　クリエーティブな業務遂行
Ⅶ　改良区の第8次統合計画への取り組み

1．農地・水・環境保全向上対策事務受託の経緯

②土地改良区としての課題認識

②-2事業の時代から維持管理の時代へ

事業の時代
・かんがい排水事業完了H19
・国営ほ場整備事業完了H22

→ 完工 →

維持管理の時代へ
・末端の土地改良施設まで行き届いた維持管理が必要

②-3行政が抱えていた問題

・市町共に職員が不足していたため、地域単位に新たな事業の指導が困難な状況であった。

1．農地・水・環境保全向上対策事務受託の経緯

③末端土地改良施設の維持管理体制の整備

③−1地域組織（道水路保護組合）の活用

・平成１４年度に末端の道水路等の土地改良施設を地域主体で維持管理することを目的とした１１地区の道水路保護組合が設立され、土地改良区職員が事務局を担当してきた。

・農地・水・環境保全向上対策に取り組むにあたり、１１道水路保護組合を活用することとした。

・道水路保護組合の事務局を土地改良区が担当してきた経緯から、活動組織の事務についても従来通り土地改良区が担うこととなった。

1．農地・水・環境保全向上対策事務受託の経緯

③末端土地改良施設の維持管理体制の整備

③-2活動組織の設立

H19.3月
１１道水路保護組合への事業説明会
（約１週間）

← 土地改良区、市が説明会を実施

↓

H19.3月～
１１道水路保護組合による活動組織設立協議
（約2週間）

← 土地改良区が設立をサポート

↓

H19.3月末
全１１地区環境保全推進委員会設立総会
〔現在の活動組織〕　（約１週間）

← 土地改良区が活動組織の事務を受託

２．初年度からの取り組み

①事務受託に向けた体制整備

②胆沢平野土地改良区の事務受託

２－①事務受託に向けた体制整備

【人員の確保】
・各地域の面積に応じ担当職員を１１組織に配置
（１地区当たり2～4名）
・臨時職員の採用（3名）

【事務機器の整備：　農地水専用】
・パソコン5台、複合プリンター5台の購入
（地域点検など活動日重複に備えた機器の整備）

胆沢平野土地改良区

事務

契約

【活動組織】 各地区の環境保全推進委員会
（道水路保護組合、学校、PTA、消防団、
行政区長、JAなど）

農地水環境保全向上対策の事務受託

２－②胆沢平野土地改良区の事務受託

①事務局としての役割

・あくまで、地域活動であり、主体は地域である。

土地改良区再生基本構想
による後押し

・疏水の持つ多面的機能の啓発活動による土地改良区の必要性
・組合員及び地域社会とのコラボレーションのあり方

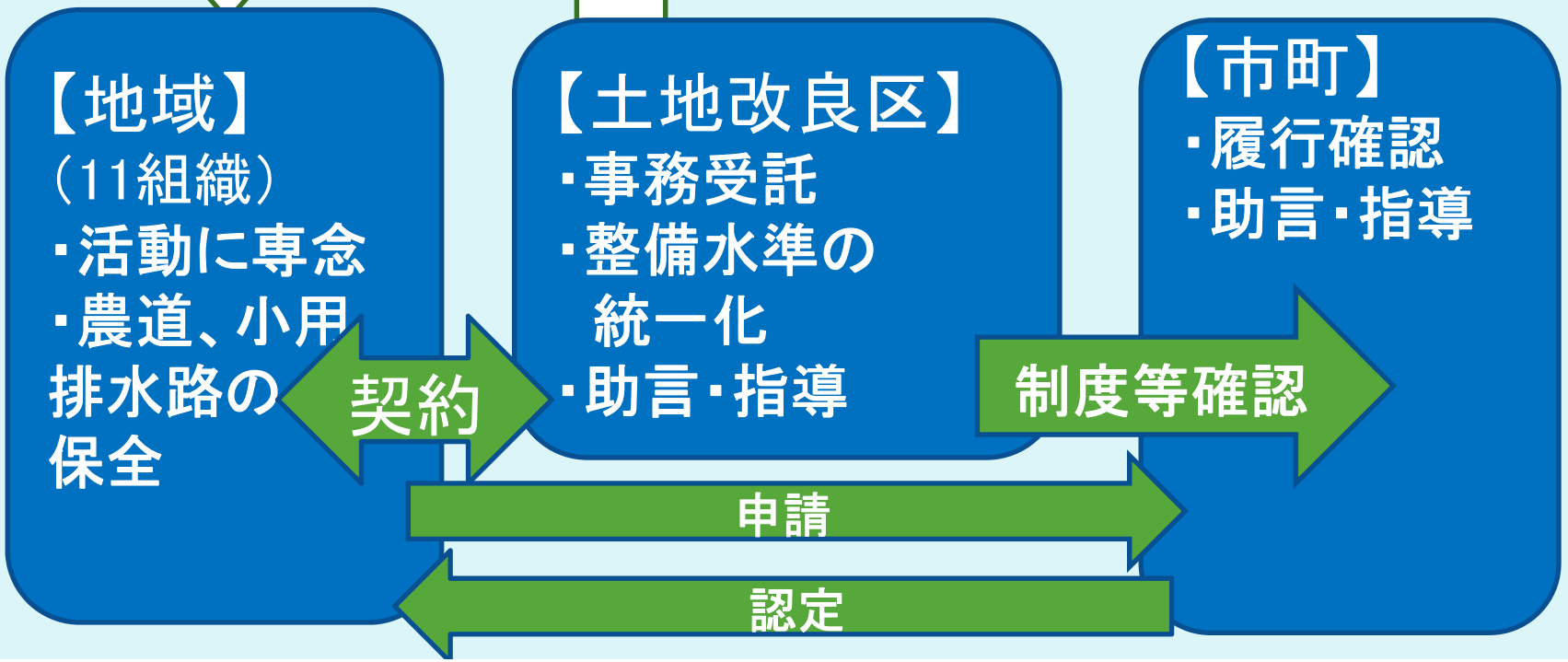

２－②胆沢平野土地改良区の事務受託

②地域と事務局の事務作業について（受託業務一覧）

（組織運営全般に係る業務）
・役員会や総会資料の作成
・活動日当の支払
・金銭通帳の管理
・成果品の作成、報告
（施設の補修に係る業務）
・補修箇所の見積徴集（補修箇所毎の工事費算出）
・補修方法について助言
（施設の更新に係る業務）
・測量・設計・積算（水路修繕での整備基準の統一）
・指名業者の選定
・競争入札の実施（案内、入札事務、契約事務）
・施工管理

２－②胆沢平野土地改良区の事務受託

②地域と事務局の事務作業について（共同活動フロー図）（農道補修の例）

■活動組織	■胆沢平野土地改良区
１．地域点検（補修箇所抽出）	１．地域点検（図面、資料作成）
２．補修箇所の優先順位を決定	２．点検結果の整理
３．見積金額を参考に補修をサポートする業者を決定（資材仕入れ先、施工等）	３．複数の業者から見積徴集し適正な補修費を算出
４．実践活動（補修の実践）	４．実践活動（日当等支払）
	５．成果品作成

２－②胆沢平野土地改良区の事務受託

②地域と事務局の事務作業について

（長寿命化活動フロー図）

■活動組織	■胆沢平野土地改良区
１．地域点検（活動場所の抽出）	１．地域点検（図面、資料の作成）
２．優先順位の決定（役員会）	２．点検結果の整理
	３．測量・設計・積算
４．競争入札へ出席	４．指名業者決定（業者へ案内）
	５．競争入札の開催、契約事務
６．実践活動（工事の実施）	６．施工管理（設計との照合）
	７．成果品作成

３．多面的機能支払交付金の成果

①農地・水・環境保全向上対策への
取り組み（H19～）

②農地・水・保全管理支払交付金への
取り組み（H23～）

③日本型直接支払
「多面的機能支払交付金」（H26～）

3．多面的機能支払交付金の成果

①農地・水・環境保全向上対策への取り組み（H19～）

○農地・水向上活動
○農村環境向上活動
○基礎活動

農道整備に特化し実施

・交付金全体の71%を農道整備として活用し大型機械の作業効率アップ！

・防災にも貢献！

成果

■9年間の実績
・農道整備：112．7km
・水路補修：　33．7km

農家より非常に高い評価を得て、
農地・水・環境保全向上対策が認知されていった。

３．多面的機能支払交付金の成果

②農地・水保全管理支払交付金への取り組み（H23～）

○農地・水向上活動
○農村環境向上活動
○基礎活動

＋

○向上活動（創設）

・農地水向上活動を拡大
・事務の簡素化の実現

土水路からコンクリート水路への更新

成果

小用排水路整備が進み、水管理の負担軽減が図られ、担い手農家の規模拡大に繋がっていった。

3．多面的機能支払交付金の成果

③日本型直接支払「多面的機能支払交付金」への取り組み（H26～）

●資源向上支払（組替）
〇共同活動
〇長寿命化活動

・水管理の軽減、担い手の規模拡大に繋がった。
・農村コミュニティーの原動力となった。
・活動を通じての世代間交流が盛んとなった。

〇農地維持支払（創設）

地区協議により畦畔の草刈りに重点

・畦畔の草刈作業を年2回実施。
・作業期間等は地域で定めて実施。
・地域の労働力が確保された。

４．まとめ

○共同活動において

・地域の自主性が養われ農村コミュニティー活動の活性化に繋がっている。

○長寿命化活動おいて

・農業用水の安定供給が図られ、水管理の軽減、担い手の規模拡大に繋がっている。

○農地維持支払交付金において

・農家の大きな負担であった草刈り作業について労働力が確保され、農業経営力強化に繋がっている。

水土里ネット（えどり）

胆沢平野土地改良区